

北海道告示第 10271 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から変更について届出があった。

なお、同法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により令和 6 年 6 月 24 日までに北海道胆振総合振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

令和 6 年 2 月 22 日

北海道知事 鈴木 直道

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

弥生ショッピングセンター（ゲオ室蘭東町店）
室蘭市東町 1 丁目 13 番地

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ビジョナリー 代表取締役 井沢 隆
埼玉県上尾市上町 1 丁目 1 番 14 号

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前)

弥生ショッピングセンター（ゲオ室蘭東町店・ケーズデンキむろらんパワフル館）
室蘭市東町 1 丁目 13 番地

(変更後)

弥生ショッピングセンター（ゲオ室蘭東町店）
室蘭市東町 1 丁目 13 番地

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業者の氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
株式会社ゲオ	代表取締役 吉川 恭史	愛知県名古屋市中区富士見町 8 番 8 号 OMCビル
株式会社デンコードー	代表取締役 井上 恵右	宮城県名取市上余田字千刈田 308 番地

(変更後)

小売業者の氏名又は名称	代表者の氏名	住 所	変更 事項
株式会社ゲオ	代表取締役 吉川 恭史	愛知県名古屋市中区富士見町 8 番 8 号 OMCビル	
未定			(ア)

(4) 変更の年月日

令和 5 年 7 月 23 日

(5) 変更する理由

上記(3)ア 大規模小売店舗の名称変更のため

上記(3)イ 小売業者の撤退のため

2 届出年月日

令和6年1月29日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道胆振総合振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

令和6年2月22日(木)から令和6年6月24日(月)まで(日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(3) 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで